

ものづくりベンチャーとのマッチング業務委託 仕様書

1 目的

市内には、自動車産業に属する製造業者が数多く立地している。これらの企業は、少数の特定顧客企業との信頼関係に基づき、長期的・安定的な取引を通じて高い技術力を蓄積し、日本の主要産業である自動車産業を長らく支えてきた。一方で、市内製造業者による新規顧客開拓や新規事業創出、デジタル技術の導入などの取組は、他地域の製造業と比べて低調だと言われている。市内の産業基盤を維持・発展させていくためには、市内製造業者が積極的に新規事業を立ち上げ、新しい産業の芽を育てていく姿勢・活動が重要であり、市としてもそうした活動を後押ししていく必要がある。

企業がものづくりの領域で新規事業の創出を目指す際、一般的には、まず「何を作るか (What)」と、「どう作るか (How)」の2つが問題となる。多くの市内製造業者は「どう作るか」については高い技術と豊富な知見を有しているものの、外部の企業や消費者との接点が少ないため、「何を作るか (何を作れば売れるのか)」についてのノウハウ・知見が不足している。一方、近年世界的に増加している「ものづくりベンチャー¹企業」は、逆に「何を作るか」に長けているものの、「どう作るか」の技術やノウハウが不足しているケースが多い。つまり、「市内製造業者」と、「ものづくりベンチャー企業」が上手く連携していくことができれば、互いに欠ける要素を補い、これまでになかった製品・事業が生まれ出せる可能性がある (オープンイノベーション)。

また、市内製造業者にとって、「何を作るか」に長けたものづくりベンチャー企業との連携の経験は、市場ニーズやマーケットへの感度を高めることにつながり、将来的に自社単体 (あるいはベンチャー以外との連携) での新規事業創出に取り組む際にも役立つと考えられる。さらに、ものづくりベンチャー企業の持つオンリーワンのデジタル技術を活用し、市内製造業者の課題解決や生産性向上につながることも期待される。

本事業では、このような認識に基づき、市内製造業者と市内外のものづくりベンチャー企業をマッチングし、共同での新製品・新事業の創出を目指すことを目的とする。

2 委託業務

- (1) 市内製造業者とものづくりベンチャー企業のマッチング/PT 組成に係る業務
- (2) マッチング後の製品開発支援に係る業務
- (3) 成果披露会の開催・運営に係る業務
- (4) 事業成果の取りまとめに係る業務

¹ 独自のハードウェアの開発や、製造業向けのソリューション提供を行うなど、製造業との密接な関係性を持つベンチャー企業。

3 業務の内容

(1) 市内製造業者とものづくりベンチャー企業のマッチング／「プロジェクトチーム（以下：PT）」組成に係る業務

- ア 受託者は、受託者自身の知見やネットワークを活かし、又は公募を実施することで、市内製造業者の連携先となりうるものづくりベンチャー企業のリストを作成すること。当該リストには、事業期間中にプロトタイプ等を完成される能力を有するものづくりベンチャー企業のみを掲載できるものとする。また、当該リストに掲載するものづくりベンチャー企業は、受託者が直接的あるいは間接的なネットワークを有する企業のみとする。ただし、公募に応募したものづくりベンチャー企業についてはこの限りではない。
- イ 受託者は、市からの情報提供を受けながら、ものづくりベンチャー企業の連携先となり得る市内製造業者のリストを作成すること。
- ウ 受託者は、ア及びイのリストを踏まえ、マッチングの案（開発テーマ、ものづくりベンチャー企業、市内製造業者の組み合わせ）を作成し、市担当者と協議のうえ承認を得ること。
- エ 受託者は、ウのマッチング案をもとに、市内製造業者及びものづくりベンチャー企業との個別調整を進め、共同での新製品・新事業の創出を目指す PT を 2 チーム以上、組成するとともに、その PT による製品開発を支援するプログラムを実施する。
- オ 受託者は、エで組成した PT のメンバーと調整し、PT ごとに事業計画書を作成すること。なお、事業計画書のフォーマットについては市担当者と協議し、作成すること。

(2) マッチング後の製品開発支援に係る業務

- ア 受託者は、PT による共同製品開発がスムーズに進むよう、「開発支援プログラム」を実施すること。なお、成果発表までに各チーム 1 つ以上の「機能試作」の完成を目指すものとし、開発支援プログラムには、最低限の支援内容として、「担当メンターによる伴走支援」、「定期的なミーティング（開発会議）の開催・運営」、「外部の専門家を招いたメンタリング会議の開催・運営」の 3 点を含むこと（詳細は以下に記載）。
- イ 受託者は、PT の組成後速やかに、各チームに 1 名以上の「担当メンター（受託者側）」を配置すること。担当メンターは、市担当者と協調しながら、PT への助言を随時行うこと。
- ウ 受託者は、市担当者と協調し、月に 1 回程度のペースで PT ごとに開発会議を実施し、PT がモチベーションを高く保ちながら、開発を進められるよう支援すること。
- エ 受託者は、必要に応じて、PT が必要とする知識・経験・ノウハウを有する外部の専門家を「外部メンター」として招聘し、PT との面談の機会を設けること（メンタリング会議）。

オ 受託者は、1チーム当たり50万円（税込）を上限に開発に係る原材料の調達を行うこと。

カ 受託者は、市担当者と協議しながら市内の大企業がPTの開発を支援する仕組みを検討し、導入すること。

(3) 成果披露会の開催

ア 受託者は、PTが開発した製品（機能試作）の成果披露会を企画し、開催すること。新型コロナウイルスの影響を踏まえ、オンラインでの開催とし、具体的な実施方法は市担当者と協議すること。

イ 成果発表会は、最低でも100人以上の視聴者を集客するよう努力する。

(4) 事業成果の取りまとめ

ア 受託者は、(1)から(4)までの実施内容を報告書に取りまとめ、事業期間中に市へ提出すること。

4 打ち合わせ

(1) 受託者は、業務の契約締結日の翌日から10日以内に市担当者との初回打ち合わせを実施し、その結果を踏まえた事業の工程表を速やかに作成・提出すること。

(2) 受託者は、前項の(1)以外に市担当者からの指示に基づき、指定された場所において、事業方針の確認及び経過報告等を目的とした打ち合わせを行い、受託業務の主担当者若しくは副担当者1名以上を出席させること。

(3) 受託者の都合により上記以外で対面による協議若しくは打ち合わせが必要になった場合には、当該打ち合わせに係る費用は受託者において負担すること。

(4) 受託者は、市担当者との打ち合わせ及び協議後速やかに当該記録（様式は任意）を作成し、市担当者に提出すること（メール可）。

5 成果物

(1) 受託者は、契約期間内に以下の成果物を紙資料1部とデータで提出すること。

ア 事業成果報告書

イ 事業成果報告書概要版（A3 2枚程度）

6 納入場所

豊田市産業部次世代産業課（豊田市拳母町2-1-1）

7 スケジュール（予定）

時期	概要
契約締結日の翌日から10日以内	・初回打ち合わせ（事業実施スケジュールと実施内容についてのすり合わせ）

契約締結日の翌日 ～1月末まで	・ベンチャー企業のリスト作成、市内製造業者のリスト作成、マッチング案の作成・調整
	・市内製造業者、ベンチャー企業との個別調整・マッチングの実施、事業計画書作成
	・開発支援プログラムの実施
1月末～2月中旬	・成果披露会の開催
3月18日まで	・成果物の提出・完了（郵送での提出可）

8 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して又は主たる業務である『3業務の内容（1）（2）ア、イ、ウ、オ、カ（3）ア（4）』を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務下請負承認願により甲の承認を得なければならない。
- (3) 発注者は、前項の届出について、その下請負が不相当と認めるときは、受託者に対しその下請負を承認しないものとする。

9 その他留意事項

- (1) 受託者は、業務着手後、速やかに、本業務における責任者1名、主担当者1名、副担当者（人数は任意）を選定し、氏名、連絡先、役割、体制（意思決定手続含む）等の情報を、市担当者に書面で報告すること。
- (2) 業務実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン等を積極的に活用し、三密回避に努めること。
- (3) 本業務において事故等が発生した場合には、受託者は市担当者に遅滞なく報告するとともに、その回復に努め、対応方法について指示を仰ぐこと。
- (4) 成果物納品後、その利用に伴い万が一著作権等に関する事故が発生した場合は、受託者の責任において処理すること。
- (5) 受託者は、本業務において知れた個人及び企業情報等については、すべて秘匿事項とし、事業終了後においても同様の扱いとして外部に漏らさぬこと。
- (6) この仕様に疑義が生じたとき又はこの仕様に定めのない事項については、その都度市担当者と受託者双方で協議のうえ決定すること。